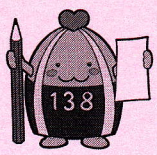

いつ起きるか分からない地震に備えて、
一宮市では、お住まいの木造住宅を

回　覧

『無料』で耐震診断します！！

対象となる建物

- **昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工**された**2階建以下の木造住宅。**
  （ただし、プレハブ、ツーバイフォー、混構造（一部が鉄骨等）は除きます）
- 原則、申込者は診断する**建物の所有者**であること。

※市の無料耐震診断の**申込はお電話または窓口**にて受け付けています。
（各支所でも申込みできます）

市の無料耐震診断を**受けた後の補助制度**についてのお知らせ

耐震診断の判定値によって５つの補助金制度を設けています。
①耐震改修費補助（上限９０万円）
②簡易耐震改修費補助（上限３０万円）
③解体費補助（上限２０万円）
④耐震ｼｪﾙﾀｰ設置費補助（上限２５万円）
⑤防災ベッド設置費補助（上限１５万円）

※市の無料耐震診断に限り、その結果により市の補助が利用できます！
※全ての補助は、契約及び着手前に申請が必要です！
※各補助金制度は判定値による条件があります！
（判定値の詳細について裏面に記載があります）

【相談・申込み窓口】　ご相談などお気軽にお問い合わせください。

一宮市まちづくり部建築指導課　建築安全推進グループ
〒491-8501 一宮市本町２丁目 5-6　本庁舎７階
電話(0586)28－8644（直通）

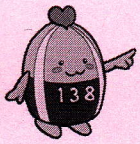

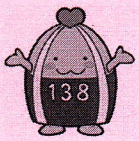

回　　覧											

５つの補助制度の詳細

種　　類	条　　件
①耐震改修費補助 **（上限90万円）**	判定値1.0未満と診断された住宅を判定値1.0以上とし、かつ、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点の最も低い数値に0.3を加算した数値以上とする耐震改修
②簡易耐震改修費補助 **（上限30万円）**	判定値0.7未満と診断された住宅を、判定値0.7以上1.0未満にする耐震改修
③解体費補助 **（上限20万円）**	判定値が0.7未満と診断された延べ床面積30㎡以上の住宅を1棟全てを解体し、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するもの
④耐震ｼｪﾙﾀｰ設置費補助 **（上限25万円）**	判定値が0.7未満と診断された住宅
⑤防災ベッド設置費補助 **（上限15万円）**	

《判定値とは》

各階、各方向について、保有する耐力が必要耐力の何倍あるかのことで、各値の最も小さい数値が建物の判定値となります。

判定値：1.5以上　　：倒壊しない
〃　：1.0以上1.5未満　：一応倒壊しない
〃　：0.7以上1.0未満　：倒壊する可能性がある
〃　：0.7未満　　：倒壊する可能性が高い

※震度6強から震度7クラスの大規模な地震に対して倒壊の可能性を判定します。